

令和7年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和7年12月12日（金曜日）午後 1時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一會議室

出席委員（5名）

田辺正弘	委員長	引間真理子	副委員長
高野祐二	委員	小金井 勉	委員
石渡登志男	委員		

出席説明員

下水道課長	齊藤 隆廣	下水道課長	渡邊 晃
下水道課主査 兼管理長	中村 諭	下水道課主査 兼施設長	成川 学
建設課長	北田 吉男	建設課長	渡辺 茂行
建設課主査 兼管理班長	村田 公央	副課長	

事務局職員出席者

議会事務局長	鶴澤 康治	副主幹	松本 剣児
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 条例等付託議案の審査

・議案第 4号 令和7年度大網白里市下水道事業会計補正予算（第1号）（下水課）

・議案第10号 市道の廃止及び変更並びに認定について（建設課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長）　ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

最初に委員長からあいさつをお願いします。

(午後　1時30分)

◎委員長あいさつ

○委員長（田辺正弘委員長）　皆様ご苦労様です。

本日、当常任委員会で協議する内容は、議案が2件となります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いします。なお、本日もA I反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクをご使用お願いいたします。

○副委員長（引間真理子副委員長）　ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長進行をお願いします。

○委員長（田辺正弘委員長）　本日の出席委員は5名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　ないようですので次に進みます。

◎条例等付託議案の審査

- ・議案第5号 令和7年度大網白里市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（田辺正弘委員長）　これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。

それでは議案第4号 令和7年度大網白里市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

下水道課を入室させてください。

（下水道課　入室）

○委員長（田辺正弘委員長）　下水道課の皆様ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクの使用をお願いします。

はじめに課長から、職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○齊藤隆廣下水道課長 下水道課です。よろしくお願ひいたします。

はじめに皆様から向かいまして、私の左隣が副課長の渡邊でございます。

○渡邊 晃下水道課副課長 渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。

○齊藤隆廣下水道課長 私の右隣が管理班長の中村でございます。

○中村 諭下水道課主査兼管理班長 管理班長の中村です。よろしくお願ひいたします。

○齊藤隆廣下水道課長 その隣が施設班長の成川でございます。

○成川 学下水道課主査兼施設班長 成川です。よろしくお願ひします。

○齊藤隆廣下水道課長 最後に私、課長の斎藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以後は、着座にて説明させていただきます。

それでは去る11月21日に開催されました、全員協議会でお配りしました、令和7年12月補正予算の概要に沿って説明させていただきます。

4ページ、一番下、議案第4号 下水道事業会計補正予算（第1号）ですが、5億4,958万7,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

はじめに、①公営企業会計システム更新業務でございますが、現在使用している公営企業会計システムは、今後進めようとして計画している公共下水道と農集・コミプラとの統廃合に対応できていないことや、決算統計のデータ出力及び起債管理等に対応していないことから、各自に対応した公営企業会計システムを導入するため、今年度中に予算措置を済ませ、プロポーザル方式により業者選定をしたく、2,191万6,000円の債務負担行為を設定するものであります。

次に②下水道施設包括的維持管理業務ですが、現在の契約期間が令和8年7月31日で満了することから、引き続き準備期間等を考慮し、今年度中に入札を執行し、令和8年8月1日以降の委託業者を決定したく、5億2,767万1,000円の債務負担行為を設定するものであります。加えまして近年の労務単価は、物価高騰と比例して、12年連続で上昇しております。また、次の労務単価改正時期は令和8年3月であり、引き続き上昇する可能性が

高いことから、現時点での労務単価で設計した金額により入札執行することで、経費節減に繋がることを考慮したところでございます。

以上が議案第4号 下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（田辺正弘委員長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第4号の内容について、ご質問等があればお伺いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 他の委員の方は、はい、ないようですので……

はい失礼しました、高野委員。

○高野祐二委員 2点ほどお訊きします。この金額ですね、2,191万6,000円っていうのは、他の自治体と比べると、近隣と比較すると、どのような、あまり差がないような感じなのか、ということですね。

この下の下水道に関しても、5億2,700、こちらについては見積もりっていうものが、企業に行ったのが何社ぐらいあったのかって言うのと、あとはですね、この契約がプロポーザル方式とか何かそういうものだったのかお訊きしたいと思います。

○委員長（田辺正弘委員長） 中村さん、お願いします。

○中村 諭下水道課主査兼管理班長 管理班の中村と申します。

そうしましたら私の方からは①番の公営企業会計システム更新業務の方のお話を差し上げたいと思います。

設定額が2,191万6,000円ということで、主に内容は、システムの導入費で約1,300万円、利用料として900万円を見込んでおります。

近隣との差ということなんですけども、本市は公共下水道だけではなくて、農業集落排水とコミュニティ・プラントということで、3つこうやってるような状態になるんですね。ですので、非常に、単体で、自治体で比べれば非常に多分高い方だと思います。ただ、例えば東金市とかは、公共と農集で、もうちょっと規模が小さいので、大体、初期導入費をちょっとお伺いしてませんけれども、保守費用で大体400万円ぐらいだという話は聞いてます。

あと金額の設定なんですけれども、今から1年半ぐらい前から業者さんとお話をしまして、うちの方は見積もりを3者取った中で、こちらの金額を設定してるという形になります。

ます。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 渡邊副課長。

○渡邊 晃下水道課副課長 2点目の委託の方のご回答をいたします。

まず、近隣の自治体との比較なんですけども、ちょっと東金市の方と比較にはなるんですけども、一概に施設の数とかそういうのが全然違いますので、金額の比較で言うと東金市の方が大体2億円弱っていうことですね、年間。だから、東金市は5年契約でやってますので、大体10億円弱の契約をしているというところです。

2点目の歩掛っていうか見積もり取ったのかっていうお話ですけれども、こちらの算定にあたりまして、日本下水道協会っていうところの歩掛がありますので、そちらを使ってやってますので、東金市もうちも同じっていう、大体一緒かなとは思います。出し方についてはですね。

3点目の入札の方法なんですけれども、一般競争入札を考えております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。高野委員、どうぞ。

○高野祐二委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長（田辺正弘委員長） 他に。

はい、引間副委員長。

○副委員長（引間真理子副委員長） 1点だけ。

会計システムの方なんですけれども、利用料が900万円ということで、これは5年間で900万円っていうことでいいんですよね。

○委員長（田辺正弘委員長） 中村さん。

○中村 諭下水道課主査兼管理班長 5年間で900万円というご理解で構いません。結構です。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかになければ、下水道課の皆さんご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（下水道課 退室）

・議案第10号 市道の廃止及び変更並びに認定について

○委員長（田辺正弘委員長） 続いて、議案第10号 市道の廃止及び変更並びに認定について

を議題といたします。建設課を入室させてください。

(建設課 入室)

○委員長（田辺正弘委員長） 建設課の皆さんご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いします。

課長。

○北田吉男建設課長 それでは職員を紹介いたします。

皆様から見て、私の左手、副課長の渡辺でございます。

○渡辺茂行建設課副課長 渡辺です。よろしくお願ひいたします。

○北田吉男建設課長 そして私の右手ですね、管理班長の村田でございます。

○村田公央建設課主査兼管理班長 村田です。よろしくお願ひいたします。

○北田吉男建設課長 私、最後に課長の北田でございます。よろしくお願ひいたします。

では着座にて失礼いたします。

それでは議案第10号 市道の廃止及び変更並びに認定についてご説明申し上げます。資料につきましては、議案第10号の説明資料をご覧ください。

まず1の趣旨でございますが、広域農道について、千葉県からの移管手続きが完了したこと、また民間の開発行為により市道が拡幅・延伸されること等に伴いまして、市道の廃止及び変更並びに認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

また、参考として、道路法の抜粋を記載させていただいておりますが、市道として路線の廃止及び変更並びに認定をするに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

対象路線につきましては、廃止が10路線、変更が13路線、新規認定が21路線で総延長が約19.6キロメートルでございます。

対象路線の内訳でございますが、3つほどございまして、1つは広域農道関係、1つは経田・富田地区開発関係、1つは道路用地寄附関係でございます。

まず、広域農道関係でございますが、こちらは資料の方の2から4枚目、廃止変更認定の認定路線の位置図、こちらの方をご覧になりながらお願いしたいと思います。

主に千葉県から移管されました広域農道を市道として認定することに伴ったものでございますが、広域農道により分断される既存の市道については、一旦廃止を行いまして、改めて認定を行うものでございます。

また、起点または終点部が広域農道の道路区域に取り込まれ、路線延長が短くなった12路線につきましては、変更を行うものでございます。変更につきましては、このほか、開発に伴う路線番号が1路線ございますが、のちほどご説明いたします。

広域農道及び先にご説明いたしました、分断された既存路線部分の新規認定が20路線ございます。新規認定につきましても、このほか、道路用地の寄附に伴う新規認定が1路線ございます。

次に開発行為に伴う路線の変更についてご説明いたします。こちらは資料の3枚目、変更路線位置図をご覧ください。

現在進められております経田、資料が……

(「良いです、頭に入ってるの 大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○北田吉男建設課長 大変失礼いたしました。

続けさせていただきます。

次に、開発行為に伴う路線の変更についてご説明いたします。資料の3枚目ですね、ご覧いただければと思います。

現在進められております、経田・富田地区の開発行為に伴い、開発区域内の市道、4-0001号線が拡幅及び延伸整備する計画でございますことから、路線の変更として処理するものでございます。

次に道路用地の寄附による市道の新規認定についてでございます。

こちらは南横川、弥幾野地区内の生活道路、洋風居酒屋むつみさんの前から北に向かって突き当たりまでの道路になりますが、道路用地に私有地、これは個人所有地の私有地が存在し認定に至っておりませんでした。昨年度、当該道路用地4筆をご寄附いただき、道路の権原が取得できましたことから、新たに路線の認定を行うものでございます。

次に3の廃止及び変更並びに認定を行う路線につきましては、先ほど説明しました資料の2から4の図面の他、路線番号につきましては、議案第10号の市道の廃止及び変更並びに認定についての議会でお配りしておりました路線の調書ですかね、そちらのほうに記載のとおりでございます。

以上が議案第10号 市道の廃止及び変更並びに認定についての説明となります。

ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（田辺正弘委員長）　ただいま説明がありました議案第10号の内容について、ご質問等あればお願ひいたします。

小金井委員。

○小金井勉委員　弥幾野地区の今、説明があったところの道路は、現状舗装になっているのか、なっていないのか。

○委員長（田辺正弘委員長）　北田課長。

○北田吉男建設課長　現状は舗装道路で整備されております。

○小金井勉委員　わかりました。

続いてよろしいですか。

○委員長（田辺正弘委員長）　はいどうぞ。

○小金井勉委員　これ議案に別に反対するものではないんですけども、ちょっと、多々いろいろなことがわからなくて、ちょっと質問していきたいんですけども。

1点目として、広域農道。もうこの供用開始は、いつだったのか。またあと起点は、清水のところだと思うんですけども、これがずっとこの最初の私の記憶ですと、横芝あたりまでが終点だと思うんですけども、終点がどこなのか、今どのくらいまでこの広域農道が、整備されているのか、また供用開始になっているのか。1点目としてそこをお伺いします。

○委員長（田辺正弘委員長）　はい課長。

○北田吉男建設課長　まず供用開始、本市、市内のということでお答えいたしますと、大網街道、県道真ん中にですね南側の方が平成26年11月28日、北側の方が平成27年3月31日となっております。

それから、全線の現在の整備状況、それから起点・終点、あと供用開始等につきましては、申し訳ございません。ちょっと資料を用意してなくて……

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○北田吉男建設課長　確認をして、のちほどお答えしたいと思いますが……

○委員長（田辺正弘委員長）　でも課長。計画としてはどこまでやる予定とかって……

○小金井勉委員　それ前に訊いたじやん。それ前に説明してて、何年も前だけれども、この広域農道に関しては起点が白子町、あそこ清水から横芝辺りまで続くって言ってたんだけれども、今どこまで供用開始になっているのかっていうのもわからない。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小金井勉委員 そうですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 小金井委員。

○小金井勉委員 それは後でもいいですけども、供用開始からもう10年あまり経っていて、今、なぜ、その10年あまりの期間を、今度は市がその期間を要したのか、のが1点目と。

それは供用開始になったことでこの管理、管理ってのはどこにあったのか。市にあったのか、県にあったのか。あとその管理費とかは、仮に市が管理をしていて、管理費用は市が管理したりしたとしても、県の方でその費用は持ったのかどうか。

あと、負担ですよね。管理費の負担ってのはどこがもったのかということですよね。

あと、その期間、供用開始をされてますけれども、県の、ちょっと聞いた話ですけれども、道路規定がなされていなかったっていうことは、様々な不都合な点があると思うんですよ。速度制限とか、そういうものがなされてなかったのか。あの道路、私も走るんですけども、本当にいい道なんで、かなりのスピードで走ってる車が多いいると思うんですけども、今までそういう速度制限の道路標識とか、標識もないし。だからその道路規定つてものがないからそういう道路標識がなされてなかったのか、詳しいことは、私なんか全然わからないんですけども、だからそこに道路規定がなされてなかつたことで、様々な不都合が働いたと思うんですけども、その辺の問題点があったのかどうか。

ちょっと4点ぐらい今、3、4点聞きましたけれども、わかる範囲でいいですからお答えください。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○北田吉男建設課長 供用開始から大分時間が経っているということについてなんですかとも、供用開始は先ほど申しました平成26年、27年ですが、広域農道の移管を千葉県から市へ受けたのが令和6年3月28日となります。その後、農業振興課の方で管理をしておりまして、事務引き継ぎの手続きを建設課と協議をいたしておりまして、今現在に至った次第でございます。

それから管理については、移管されるまでは、千葉県、農業事務所の管理となっておりました。移管後は農業振興課の管理となっておりました。今現在、農業振興課から当課への移管の手続き最中でございまして、正式に移管、引き受けましたら建設課が管理という形になります。

○小金井勉委員 供用開始からは、市が、管理だけは市がやってたんじゃないですか。

○委員長（田辺正弘委員長）　　はい課長。

○北田吉男建設課長　私の聞き及んでるところでは、千葉県が管理してたと聞いておりますが、もう一度よく確認してまいります。

加えてよろしいですか。

その間10年あまりについては、市に引き継ぐにあたって、いろいろとうちの管理基準に合うように、いろいろな道路の補修とか、そのへんの手続きをやっていたと伺っております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長）　　小金井委員。

○小金井勉委員　県がその管理してたんであればいいですけど、あと管理費も。

だから補修工事も管理費が市が負担したんであれば、これちょっとおかしい話でしょ。

補修部分をしたっていうのもわかるんですけども、その部分の補修費だって、市が管理したって言えばおかしい話ですよ。

だから、そこら辺をちょっと後でもいいですから、しっかりと県が管理して、管理費を負担したって言えば、それは私どもは納得しますけれども。令和6年3月に農業振興課が、あれしたって言ってましたよね、それはそれで納得しましたんで。

あと規制の中で、道路問題点がなかったのか。今までそこも1点だけ答弁漏れがありますので。

○委員長（田辺正弘委員長）　　課長。

○北田吉男建設課長　すみません、引き継ぎに当たっての規制標識とか道路関係の関係は全部農業振興課でやっていたところもあるので、その中で私のわかる範囲で答えますと、おそらく速度の表示の、標識はないかなと思います。

その場合、道路交通法上の一般の60キロが規制となると思います。

そのほか移管受けるに当たって警戒標識じゃない、交差点ありとか、黄色い看板で十字マークとか、ああいったものがあろうかと思いますが、ああいったものは、市が立ち会った上で全部設置をしていただいたっていう記憶をしております。問題というのは、大体立ち会った時点で提示して修復等をしていただいていたかなというふうに考えております。

以上でございます。

○小金井勉委員　ちょっとくどいようですけれども。

○委員長（田辺正弘委員長）　　小金井委員。

○小金井勉委員 おっしゃるように規制ね、道路交通の中身はあるんですけども、やはり促すにはやはり標識等とか、道路上に速度の、あそこは直線道路なので、これから様々な警察との協議の中で、やっていく可能性ってのはあると思いますけれども。いずれにしても、安全な道路であるっていうことを最前提の中身の中で、警察との協議も今後やって欲しいなと思います。

あとは、もう1点だけくどいですけれども、これは大網白里市だけではなく広域農道なので、本市だけじゃなくて東金市、九十九里町、山武市、横芝光町までいってるのかいつてないかわかんないけれども横芝光町もあるわけじゃないですか。

他の市町での県からのその移管ですか、状況について、どういうふうな、本市より早くもやってるのか。大体東金市ぐらいまでは多分、同じような段階、九十九里町もそうだけれども、同じような段階で供用開始がなされたと思うんですけども、東金市と九十九里町の移管状況ってのはどういう時期だったのか。わからないですよね。わからない、わかれればお答えください。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○北田吉男建設課長 申し訳ございません、把握しておりません。

（「暫時休憩します」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） はいどうぞ。

○村田公央建設課主査兼管理班長 明確な……

（「大体でいい」と呼ぶ者あり）

○村田公央建設課主査兼管理班長 時期はわからないんですけども、本市が県から譲与、移管を受けるのが一番最後であったっていうふう聞いております。

（「最後だったよね」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 他の委員の方、ご質問あれば。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ私から1点。

先ほどからの小金井委員の質問の中にダブるんですが、結局最後は、管理を市に任されて、その管理費、確認なんですか管理費は、市が出すんですか、県が出すんですか。費用の。

○北田吉男建設課長 市に移管されておりますので、移管された時点で市が負担するようになります。

○委員長（田辺正弘委員長） 市が委託してするようなものじゃなくて、結局、市道扱いですよ
ね。

農政畠からそういうのを広域農道やろうって出たんだから、国道でも県道でも私いいよ
うな気がするんだけど。

それを5団地造れば造った中の道はみんな市道で、綺麗な花壇から樹木からあって、そ
れ全部、当然開発の中にはそういうのが入ってるから、それ市が管理してるんですけど、
その広域農道におかれましても、市のない予算の中でまた市が管理しなきゃいけない、出
費しなきゃいけないのが増えるのは何か私、歯がゆいんですけれども。

そういうのは、その計画が出た時点から、他の市町もそれは、国がやりたいなら、県で
もそっちで費用面倒みることはできないんですかとか、そういう内容はなかったんですか
ね。

○北田吉男建設課長 私の記憶する限りでは、広域農道については、各該当する市町が管理す
るというように伺っております。

○委員長（田辺正弘委員長） 歯がゆいですけど私の質問を終わりにします。

他の委員の方は。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、ただいま説明がありました議案第10号の内容につい
ての質問を終わりにしたいと思います。

建設課の皆さんご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（建設課 退室）

○委員長（田辺正弘委員長） これより各議案の取りまとめを行いたいと思います。

議案第4号 令和7年度大網白里市下水道事業会計補正予算、ご意見及び討論等ござい
ますか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） ないようですので、それでは付託議案に対する審査結果の採決
を行います。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 市道の廃止及び変更並びに認定について、ご意見及び討論等ござりますでしょうか。

(「なし」「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（田辺正弘委員長） ないようですので、それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（田辺正弘委員長） 次にその他ですが、何かございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） 以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

(午後 2時07分)